

趣旨、著述目録及び著者の略傳等を附記してある。

ケンコク 現石 草高に免合を乗する時は、藩又は給人の收納する米穀の實際高となる。それを現石といふこともあり、收納米といふこともあつた。

ケンゴダイホウセン 見語大鵬選 一冊、九卷。大規模朝元に關する事件を小説風に書いたもので、同種の書では紙数の多いものである。この書も越路加賀見と同じく、前田土佐守の施政に於ける功績を謳歌して居る。著者はその序の中に、諸國遊行の浮屠だと記して居るが、藩人の作であらう。

ケンゴヒサク 譯語秘策 二冊。上田耕著。この書は上王公から下庶人に至るまで、各その分限に應じた言行あるべきことを訓へたもので、上巻は儒術・醫・農・工・商賈・乞丐の六項に、下巻は言行・利害・正・奇・雜事・終意の八項に分かれてある。題號の譯語は、高熱の患者が心神迷暈の間に發する妄言の意である。著者の議論は、公安に害あるものとして藩吏の抑制する所となつたのであるから、此等の書は僅かに門下の間に傳寫せられるに止つたらしく、世に存するもの甚だ稀である。

ケンゴロウ 源五郎 能美郡白山下の市、瀬に於ける最舊家であり、今は笹木氏を稱して居る。泰澄が白山に登嶺した時、源五郎は之を嚮導したとの傳説を有する。

ケンサイザツシ 弦齋雜誌 二冊。上巻は前田宗辰が、二條宗基・藤田圖書大允等へ有職故實を質問したの對する回答の書面を集め、下巻は室鳩巢の前田綱紀に呈した上書等

を寫してある。外題は森田平次の加へたもので、此の書がもと弦齋湯淺祇庸の所藏であつたから名づけたのであらう。

ケンサイニチロク 弦齋日録 湯淺祇庸著。著者は加賀藩の書物奉行であつたから、諸書を涉獵して、考證に資すべきことを採萃したものである。

ケンサキ 劍崎 石川郡中村郷に屬する部落。寶永誌に、この村領に的場といふ所があり、土佐といふ人が的場とした所だと記する。

ケンサキガツジ 劍先辻 金澤小將町より材木町へ出る辻を呼ぶ。龜尾記に、此の劍先辻は佐久間盛政金澤在城の頃は街尾で、刑法場であつたといひ、久保市乙劍神社記に、乙劍氏子の地境なるによりて、劍境の辻と呼んだのを、今は劍先辻となつたとするが、寧ろこの地名は丘陵の出崎の意であらうと思はれる。明治四年四月戸籍編成の時改めて賢坂辻とした。

ケンサキシロウリ 劍崎白瓜 石川郡劍崎の産で、加賀古跡考に、この村の白瓜を最も良品とすと記してある。

ケンサンヒサク 兼山秘策 九冊。一名兼山麗澤秘策。又名正享備公簡。青地齊賢著。新井白石の説話を、室鳩巢から金澤の門人に報知した書簡を主として集め、小谷繼成及び青地禮幹の江戸から送つたものも併記してある。隨うて江戸城中の説話が多く、正徳元年五月から享保九年十二月に至る間のものである。兼山と麗澤とは、鳩巢が青地齊賢と禮幹との兄弟に與へた號で、この書は寧ろ二人の合編と見てもいゝものである。

ケンシ 玄趾 ↓ジリケンシ 慈麟玄趾。ケンシチモノガタリ 源七物語 一冊。石川郡鹿島の了海氏所藏に屬する。文政六年三月十七日鹿島の獵師源七の許へ奇僧の立寄つて佛法を説き、我は越前吉崎西の道場の住持であるとして去つたが、後に尋ねるとその道場に安置する蓮如の自畫像であつたとのことを載せたもので、同十三年五月に記されて居る。

ケンシツドンエキ 謙室香益 石川郡曹洞宗大乘寺十五代の住持。無涯派法庭室の嗣。初め淨住寺に住し、後大乘寺を董した。慶長六年辛丑十月八日寂。

ケンジンヘン 元治の變 (一)前田慶寧の上洛—文久三年八月朝廷加賀藩主前田齊泰を召し給うたが、齊泰は先に幕府の徵令にも應じなかつたので、之を辭し奉つた。九月朝廷又之を召し給ひ、若し齊泰が疾に因つて入朝するを得ざれば、世子慶寧に代らしめんことを命ぜられた。當時藩論は概ね佐幕を主張したが、不破富太郎以下少數の士は勤王を説き、慶寧の侍讀千秋順之助亦側近に在つて之を勧め、慶寧は元治元年二月廿四日將に藩侯に代つて上洛せんとすることを令し、四月廿八日金澤を發し、五月十日京都に入り、本陣を建仁寺に置いた。初め慶寧の發するに臨み、之を幕府に報じたが、幕府は二月征長の事を議したる際、加賀藩が之に反對した事實に鑑み、長藩の勢力を増さんことを恐れて、之を阻止せんとしたが、慶寧は従はなかつたのである。是を以て幕府は自ら威嚴を失はんことを慮り、直に前議を改め、十二日稻葉美濃守正邦を建仁寺に遣はし、七日既に退京し

た將軍に代つて禁闕を守衛すべきことを慶寧に命じた。時に慶寧は微恙に罹つて居たが、疾を力めて命を受け、且つ使者に對へて、守護の職は外舶來襲に備へんとするものなるが故に、幕府にして先づ攘夷を執行するに非ざれば、その職務を遂行する能はずと言つた。加賀藩が幕府の意に逆つたこと此くの如きは前後その例がない。しかも幕府は翌十三日慶寧を二條城に召したから、慶寧は山崎庄兵衛範正をして代り行かしために、正邦は齊泰を正三位に叙するの命を傳へて、慶寧の尊攘論緩和に努めた。

(二)慶寧の決意—次いで慶寧はその疾稍癒えたるを以て、五月二十日參朝して天顏に咫尺し天盃を賜はつた。この時慶寧に隨うた不破富太郎・青木新三郎・大野木仲三郎は、長藩の士小島彌十郎(後椿孝之)と往來して國事を謀り、醫騎井躰庵と市人淺野屋佐平とはその間に立つて周旋し、家老松平大貳、近臣堀四郎左衛門、侍讀千秋順之助亦之を助けた。是を以て慶寧の意益固く、六月五日自ら閣老水野忠精に至つて建白書を呈し、鎖港の決行を督促した。

(三)長藩との交渉—六月廿四日長藩は毛利慶親父子の赦免を請ふを名とし、大兵を大坂に屯せしめたから、幕府は諸侯に命じて要衝に備へしめ、又加賀藩の兵を伏見に出さしめんとしたが、慶寧は禁裏警衛の任務あるを理由として之を辭し、且つ使を二條齊敬・一橋慶喜及び松平容保に遣はして長藩の爲に盡力する所あり、廿七日には長藩が輕舉せんことを恐れ、大野木源藏・藤懸麻太を伏見に派し、福原越後に諭して大坂に退いて謹慎令を待た

た將軍に代つて禁闕を守衛すべきことを慶寧に命じた。時に慶寧は微恙に罹つて居たが、疾を力めて命を受け、且つ使者に對へて、守護の職は外舶來襲に備へんとするものなるが故に、幕府にして先づ攘夷を執行するに非ざれば、その職務を遂行する能はずと言つた。加賀藩が幕府の意に逆つたこと此くの如きは前後その例がない。しかも幕府は翌十三日慶寧を二條城に召したから、慶寧は山崎庄兵衛範正をして代り行かしために、正邦は齊泰を正三位に叙するの命を傳へて、慶寧の尊攘論緩和に努めた。